

表1-32 明治5年大住郡土屋村平均農家作付面積

田	耕作面積	畝
		27.00
畑	耕作面積	畝
		82.03
畑作付面積	○大 麦	41.00
	○小 麦	14.00
	○菜 種	10.18
	○大 豆	31.27
	○小 豆	4.00
	大 角 豆	2.00
	ゴ マ	0.10
	粟 黍	20.06
	稗 稗	1.00
	里 芋	7.00
	薩 摩	7.00
	大 牛 蒡	3.00
	に ん じ	0.10
茄 木 子	0.05	
○煙 草	1.00	
	綿 草	3.00
	草	3.00
山林所有面積		38.18

注 原資料は表1-31と同じ。
○印は商品化される作物。

積は、全く自家用に供される木綿と同じ三畝にすぎず、反当たり四〇貫目取りとして収量が一二貫と計算されている。かりに前述萱沼・土佐原村と同じ価格（貫当たり五錢八厘一八七四年）とすると、六円二五錢の収入となる。水田約五畝一四歩からの米収量に匹敵するほどの収入でしかない。経営内での煙草生産の比重の低さは、土屋村が煙草生産地帯の外縁部にあるためと思われるが、同村では、上述のように畑の諸種普通作物や薪が少量ずつ販売され、現金収入を補っている。したがって、煙草の不作・不況が、農家経営に大きな打撃を与えることはないであろう。

土屋村では、その一部地域、土屋村庶子分五二戸について、個別農家の生産状況がわかる（表一・三三）。耕作面積も田畑ともにぬきんでている最上層の三戸は貸付地を有し、下男・下女を雇用する自作地主（うち一戸は質屋兼業の副戸長）であるが、煙草栽培はうち一戸

表1-33 1874（明治7）年大住郡土屋村（庶子分）農家の耕作規模別煙草生産

畑耕作規模	1戸当たり平均水田耕作規模	農家数	うち煙草生産農家	煙草生産量	
				貫	貫
反0～	1.715	9	2(22.2%)	13.500	6.750
5～	2.106	26	14(53.8)	254.170	18.155
10～	2.918	14	10(71.4)	302.000	30.200
15～	8.306	3	1(33.3)	15.000	15.000
計		52	27(51.9)	584.670	21.654

注 1875（明治8）年3月「産物取調書上帳 土屋村庶子分」（養島家文書）より作成

にすぎず、それも村平均を下回る規模のものである（一五貫を生産し、うち一二貫を販売）。最上層農家にとって、煙草栽培はさしたる意味をもたない。他の一般農家は、それぞれ二反前後の水田をほぼ均等に耕作している。収穫米の多くは飯米と小作料に費消され、販売はほとんどなかったとみられる。経営規模の大小を決定するのは畑の部門で、村の平均耕作規模を超える畑一町―一町五反耕作層一四戸が、農業生産の中心的担い手である。そして、この階層の大部分が煙草を栽培し、一戸当たりの生産量も際立って多い。平均一戸当たり三〇貫余という量は、先の換算法によると作付面積八畝で、平均農家の作付規模をはるかに超えるが、経営の自給的基礎を犠牲にするほどではない。五二戸の農家のほとんどは、味噌・醤油を自給し、または木綿を作付け、それによって自家衣服用として、平均六・五反を織っている（四四戸）。畑耕作規模五反以下の最下層九戸は、農業だけでは生活できないと考えられる階層である。このうちの二戸は、農間駕籠昇渡世を営んでいる（「手控帳」、明治六年五月山駕籠人名副区長養島宗次郎―平塚市 養島武夫家文書。「山駕籠」とあるから、大山街道での稼ぎであろう。なお、この村庶子分五二戸からは、男六人、女四人が他村へ出稼奉公に出ており、一方、主に最上層三戸が奉公人一〇人を雇っているが、彼らは、大住郡南金目村・今泉村・北矢名村・南矢名村（二人）・菩提村・養毛村・西田原村・洵綾郡一色村・下大槻村という近村から来ている。いずれも下層農家出身と思われるが、やはり同じ地域内で雇用被雇用関係が成り立っているのである。

三 酒匂川沿岸平野

足柄上郡
狩野・中沼村

酒匂川沿岸平野もまた、水田農業がいと生まれ、特別な商品作物の展開はみられない。足柄上郡狩野・中沼村は、その山付け部分に所在する。狩野村は、田三一町五反、畑五〇町六反、戸数八五戸の村で、農産物価額

表1-34 明治4年(1871) 足柄上郡狩野村物産

品目	価額	数量
米	1,397.0	石 419.104
小麦	320.0	191.400
大豆	78.0	30.000
雑穀(粟・稗・ソバ)	81.0	66.000
菜種	70.0	14.000
小豆・刈豆・胡麻・芋	89.0	
小計	2,035.0	
梅漆	24.0	120俵
薪炭	6.1	3貫150
炭	25.0	150駄
木割	120.0	1,020俵
材木・板小計	10.0	12駄
小計	15.0	30駄
小計	200.1	
計	2,235.1	

注 「村方産物書上直段購入帳，狩野村」(狩野自治会蔵)より作成

た、安定しているが自給的性格の強い農業である。そして、農間稼として、男は「薪樵、日用取、荷駄賃附等」に、女は「木綿織、蕙打、落葉搔」に従事している。すなわち、この村の農家は、必要な貨幣は、主に日雇取・荷駄賃附(馬二三疋)に依拠しているとみられる。またこの村の人口三八〇人のうち一五人が出稼奉公に出ている(明治四年「村明細帳」狩野自治会蔵)。

狩野村の隣村、中沼村は、さらに平野よりに位置し、農産物価額総額中、米の占める割合は七八・五割で狩野村よりさらに稲作の占める比率は高い。農産加工品も、大部分は、少数の酒造家・醤油醸造家・絞油業者の造る酒・醤油・油類で(農産加工品総額の九三・二割)、林産物も少額である。水田主体の農業経営で、水田の少ない中・下層農家は、やはり日雇取・駄賃附等に現

総額の約六八・六割(明治四年)を米が占める(明治九年六三・二割、表一・三四、三五)。耕地の二八割にあたる水田の主な水源は、巖島神社境内に湧出する清水池で、ひでのり年も用水に不足せず、安定した稲作を営んでいる。しかし、一戸当たり水田面積は三反七畝にすぎず、大部分の農家では、米の販売量は少ない。そして、明治四年(一八七二)と一八七六年とは、物産の掲出品目数・数量がかなり異なるが、いずれにせよ米以外の農産物もほとんど商品化されず、農産加工品も、村内で一戸の農間酒造家が造る清酒・絞油稼人が絞った菜種油のほか、販売量はわずかである。林産業も薪炭が主で、板・貫材・屋根板の生産は多くない。水田を主体にし

表1-35 1876(明治9)年足柄上郡狩野・中沼村の物産構成

品目	狩野村		中沼村		
	価額	備考	価額	備考	
麦 (大・小) 豆 類 大雑 菜 菜 菜 菜 雑 菜	円	石	円	石	
	1,635.963	407.26	1,727.31	430.0	
	314.990	142.00	239.575	119.8	
	85.976	20.50	16.682	4.3	
	191.600	85.00	44.250	23.5	
329.900		156.220			
32.000	16.00	17.500	3.5		
小計	2,590.429		2,201.537		
操葉大塩菜清焼醬味	綿草茶漬油酒耐油噌	20.000 21.600 8.500 3.000 25.000 150.620 315.264 — 229.824 168.750	16貫 432斤 170斤 12樽 10貫 6石8(17樽9) 58石61 — 38石4 1,350貫	3.125 7.50 1.00 — — 300.40 327.044 48.945 1,047.375 114.75	2貫5 150斤 20斤 — — 11石4(30樽) 60石8 7石53 175石 918貫
小計	942.558		1,850.139		
生柿・梅実 鶏・鶏卵	61.375 25.26	215俵 うち梅 60円375	0.200 2.500	梅 4斗	
小計	86.635		2.700		
乾草・生草・刈敷豆・萱 油 滓・醬油滓・酒 滓	545.400 79.537		32.000 164.686		
小計	624.937		196.686		
馬糞 沓・草・繩・鞋 蓆	219.600 64.000		206.000 27.000	繩のみ	
小計	283.600		233.000		
杉屋 附	62.500 26.667 6.250 16.800 200.000 41.667	材板 — — — 48箇 800駄 (28,800貫) 500俵	— — — 35.000 75.000	— — — 100箇 300駄 (10,800貫)	
小計	353.884		110.000		
合計	4,882.043		4,594.062		
1戸当たり生産額	58.132		89.838		
1人当たり生産額	10.875		14.976		

注 「明治10年 物産書上」(狩野自治会蔵)より作成

金収入を求めるほかはないであろう。

四 箱根山間部

足柄下郡 大平台村

箱根山中の足柄下郡大平台村は、右の二か村とは異なり、農業で主食の自給を図ることのできない山村である。総生産価額のうち、ぜんまい・山葵^{わさび}・蒟^{よぎ}などの山菜をも含む農産物は約三〇割を占めるに過ぎない。大部分(七九割)は林産物で、しかもそのうち、山萱・板・材・薪炭はとるに足らず、主要部分(七五割)は根附・盆等の木細工である。その内容は、一八七四(明治七年)と一八七六年で異なるが、数多くの多種多様な挽物^{ひきもの}漆器が、箱根山中の木材を原料にして作られていた。村民のこの地での生活は、一にこれら木製品製造にかかっている(表一三六)。これらは、たんに東海道路客や浴客を対象とするに止まらず、すでに幕末期には江戸組合が形成され、江戸への移出が行われていた(『資料編』17近代・現代(四七二ページ))。木製品は、前述愛甲郡三増村などでも製造されていたが、それらは近村の需要を対象とする桶・たらい等の日用品で、また、これの農家経営内での比重も農間余業の域を出していない。

以上、旧神奈川県(一八七六年四月)諸町村の考察から、漁村は外しているが、これについては、後に第二編第一章第一節で明治前期漁業の実態をみる際あらためてとりあげることにする。

表1-36 1874（明治7）年足柄下郡大平台村物産の価額構成

品 目	価 額	備 考
米	円 14.40	石 3.2
麦（大・小麦）	88.00	40.0
雑 穀	95.60	46.0
大小豆など豆類	12.35	2.9
蔬 菜 そ の 他	112.30	ぜんまい・蒔・わらび 11円90銭を含む
小 計	322.65	
柿 ・ 梅	10.30	
猪 ・ 鹿	14.00	4疋
小 計	24.30	
竹 ・ 山 萱	20.60	
杉角林 ・ 板	6.50	
薪	194.40	12,096把
炭	127.50	10,200俵
根 附	1,008.00	270箇 但し1箇 2,500入
塗 盆	21.00	3,000枚（6箇）
丸 形 盆	20.00	5,000枚
小 計	1,398.00	
製 茶	22.40	70貫
総 計	1,767.35	

〔参 考〕 1876（明治9）年木製品産額

根 附	400円	100箇 但し1箇2,500入
塗 盆	220	4,000枚 但し此箇数 100箇
丸 形 盆	350	125箇 但し1箇80組入
菓 子 鉢	21	3,000枚 此箇数 30箇
茶 吞 台	60	100,000枚 此箇数 20箇
水 吞	20	5,000 此箇数 3箇
計	1,071	

注 1 1875（明治8）年3月「産物書上」（箱根町宮ノ下・温泉小学校蔵）より作成。

〔参考〕は明治10年3月届（同上蔵）による。

2 雑穀は粟・稗・黍・ソバ・蜀黍・玉蜀黍。

豆類は豌豆・大角豆，そさいその他は，胡麻・菜・薩摩芋・里芋・大根・茄子・にんじん・牛蒡・葱・白瓜・黄瓜・薯蕷・山葵・ぜんまい・蒔。

第二章 維新期の商品流通と交通

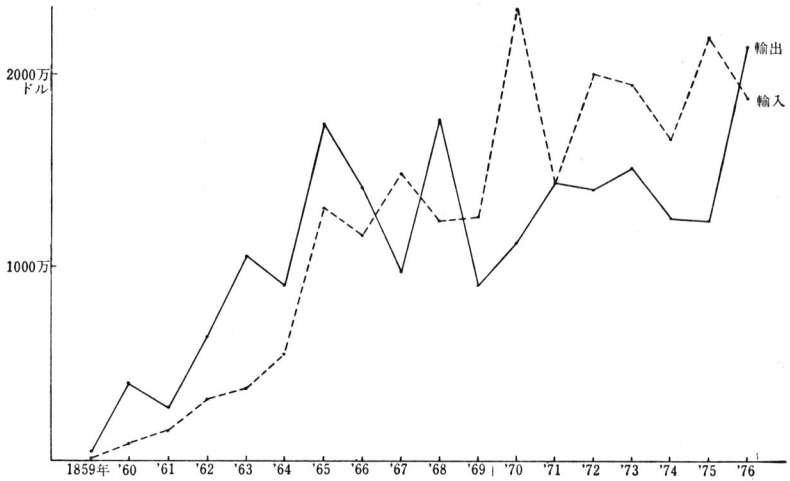
第一節 居留地貿易の展開

一 居留地貿易体制の形成

明治維新と 徳川幕府が倒れて新政府が誕生した明治元年（一八六八）の横浜の貿易について、神奈川駐在イギリス領事横濱貿易「フレッチャー」は、入港商船の数が、過去のどの年にくらべても、非常に著しい外国貿易の増大を示している。と、H「パークス公使に報告している（『英国領事報告』、『資料編』18近代・現代⑧四）。外国軍隊の緊急警備のもとで、平穩に幕府から新政府への移管がおこなわれた横浜では、維新の激動をよそに、活発な貿易活動が続けられていた。開港以来一八七六（明治九）年までの横浜における外国貿易の推移を、イギリス領事の報告をもとにしてみると、図一三のようになる。一八六八年の貿易額は、輸出一七七〇万ドル、輸入一二四〇万ドルで、フレッチャー領事の報告のように、高い水準を示している。安政六年（一八五九）六月から開始された横浜貿易は、政権交替によっても、大きな影響をこうむることなく、ほぼ安定した姿で継続していたことがわかる。

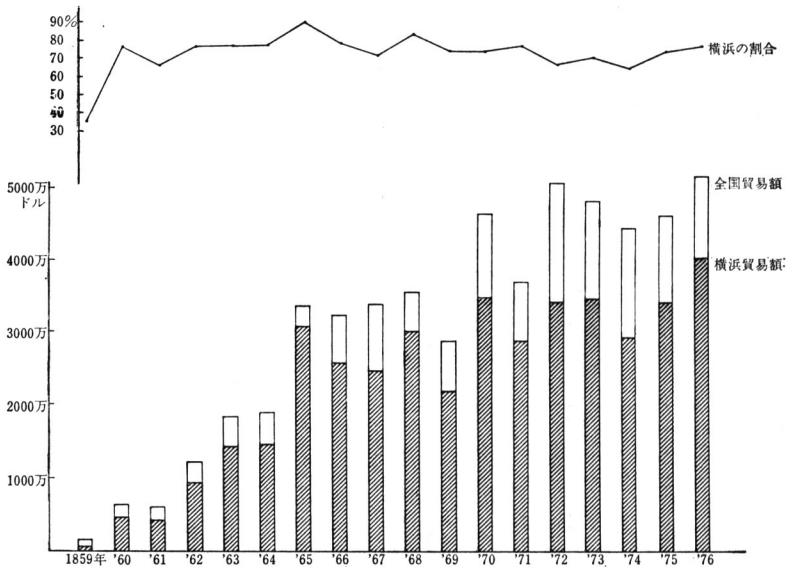
全国の貿易も図一四にみるように、同じような安定した姿を示している。慶応三年十二月に、兵庫が開港、大阪が開市

図1-3 横浜の貿易（1859—1876年）



注 『英国領事報告』による数値。1867年までは、『横浜市史』第2巻548ページ、1868年以降は『横浜市史』資料編2 67, 75ページによる。

図1-4 全国貿易と横浜（1859—1876年）

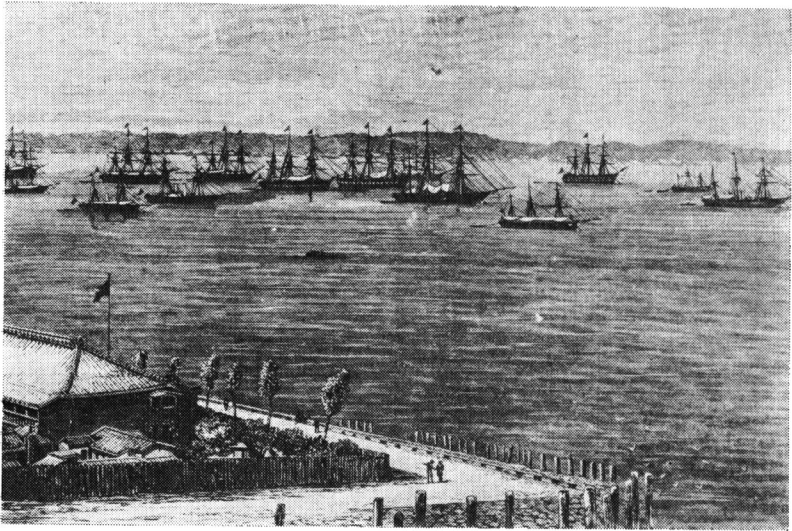


注 貿易額は、輸出額と輸入額の合計。横浜の割合は、横浜貿易額の全国貿易額に対する百分比。『英国領事報告』による数値。1867年までは、『横浜市史』第2巻548ページ、1868年以降は『横浜市史』資料編2 7, 15ページによる。

(慶応四年七月に開港に切替え)となり、明治元年十一月には東京が開市、新潟が開港となって、日本の貿易は、安政条約で約束されたように、六港一市を門戸としておこなわれる体制となった。このなかで、横浜は、幕末の三開港体制期には、全国貿易(輸出入合計額)の八〇割前後の割合を占めており、明治の六港体制期にはいってからも、七〇割前後の割合を占めている(図一―四)。

横浜を基軸港とする貿易は、安政条約の取決めに従っておこなわれた。新政府も、安政条約の履行の義務を認めていたから、維新ののちも、貿易の制度面では、しばらく変化は生じなかった。安政条約にもとづく貿易は、一面では、自由貿易原則という近代的通商原則を基準としていたが、他面では、領事裁判権・居留地制度・協定関税・片務的最恵国約款など後進国特有の制度的枠組を与えられたものであった。この条約上の不平等性は、さまざまな仕方では、日本の貿易を制約し、ひいては、日本の経済構造にも影響を及ぼした。法権・税権の回復のために、明治の外交史のうえで、いかに大きな努力が払われたかは周知のとおりである。

ところで、強力な武力を背景に不平等条約を押しつけた先進諸国に対して、幕府が最後まで譲歩しなかったのが、外国人の国内自由旅行権であり、明治新政府も、先進諸国の度重なる強い要請を拒否して、領事裁判権の存続する限り「内地開放」を認めなかった。居留地では広範な自治権を享受し、治外法権に近い強い法的保護を受ける地位にあった一般外国人も、居留地から一定範囲(おおよそ一〇里四方)の外に出て国内旅行をする自由は与えられていなかった。居留地を根拠地としながら、国内消費地に向いて商品売り込み、国内生産地をまわって直接に製品を買付けたいという外国商人の願望は、外国資本の国内市場支配を危惧する日本政府の強硬な抵抗で実現をはばまれた。外国商人の商業活動は、とりあえず居留地の内側に局限されることとなり、いわゆる「居留地貿易体制」が形成されたのである。



東京大学史料編纂所蔵

横浜の場合にも、関内地区の居留地の外国商人と日本側の売込商・引取商との内国取引を経て、外国貿易が実現されるといふ、典型的な居留地貿易が展開された。横浜貿易の品目別構成などの検討に先立つて、まず、横浜における居留地貿易体制の形成を概観しておこう。

外 商

幕府管理下の長崎貿易が続いていたとはいえず、実質的には、外国貿易が禁止されていた鎖国状態から、いきよに、外庄による開国を余儀なくされた時、日本には、外国貿易を主体的に展開する準備は、まったくなかったといつてよい。一七世紀以来の長い鎖国の間に、イギリスを先頭とする西欧諸国は、資本主義を發展させ、機械制生産と高度な社会的分業を基礎とした国際貿易体制を築きあげていた。それにたいして、日本は、国際貿易に資本主義の商品を持って参加することはできなかったし、国際商品市場についての情報も、国際商品取引に関する知識も、また、商品輸送のための外航海運能力も、国際決済のための金融機能も、皆無に近い状態にあった。この歴史発展段階の格差は、開港後しばらくの間の日本貿易の直接的担当者、外国商人、いわゆる外商とすることとなった。

開港とともに、横浜には、各国の商人が来航し、居留地が、神奈川



1864年の外国人居留地

宿に設けられるか横浜村になるかの外交交渉が未決定のうちから、立地条件の良い横浜の仮居留地に店舗をかまえはじめた。香港を本拠とするイギリスの貿易商社ジャーデン・マセソン商会は、社員W・ケスウィックを派遣して、開港直後の安政六年七月ごろから横浜で商業活動を開始した。ケスウィックは、横浜居留地でのちに一番と呼ばれた区画地を借地し、商館を建築した。二番区画地は、上海で活躍していたアメリカの貿易商社ウォールシュ・ホール商会のG・ホールが借地して、商館を建築した。開港約一年後の神奈川奉行の報告によると、仮居留地内の借地権を得た外国人は、イギリス人一八名、アメリカ人一名、オランダ人五名、合計三四名となっている（『横浜市史』第二巻七三九ページ）。借地権者のなかには、土地投機を目論む者も含まれていたらしいが、この数字は、外国商人の横浜進出の出足のはやさを示しているといつてよいだろう。

その後の外商の進出ぶりは、断片的にしか判明しないが、かなり浮き沈みははげしかったようであり、一八七六（明治九）年時点では、横浜の外国商社は総数一五八社、その内訳はイギリス五四、フランス三六、アメリカ二六、ドイツ一九、スイス七、イタリア六、オランダ

四、オーストリア・ハンガリー二、スウェーデン・ノルウェー二、デンマーク一、ベルギー一であった (Commercial Reports by Her Majesty's Consuls in Japan, 1877, Irish University Press Area Studies Series, Japan 6, p. 125)。このほか、清国商人の貿易商社が存在したが、社数は不明である。外商といっても、経営規模は大小さまざまで、一八七三年五月以降一年間の横浜貿易(輸出入取引額)のうち、五四軒が、外商上位一五社に集中していたとの推計もある(海野福寿『明治の貿易』五二―五三ページ)。

外商は、居留地の店舗を取引場所として、日本商人から生糸をはじめとする国内産品を購入し、それを海外市場に輸出し、また、綿・毛織物など海外産品を輸入して、それを日本商人に販売した。外商と日本商人の取引は、日本国内の商取引であり、対外取引つまり外国貿易は、外商の手でおこなわれたのである。日本商人の手による貿易、いわゆる直輸出・直輸入は、明治十年代以降、積極的に開始されたが、それまでは、たとえば、一八七六(明治九)年の輸出(全国数値、船用を除く)の九八割、輸入(全国数値、官省分を除く)の九九割が、外商の手でおこなわれる状態であった(大蔵省『大日本外国貿易四十六年対照表』)。

外商の優位性

外商は、制度面では、領事裁判権によって特別に保護されていたうえに、実態面では外国貿易を完全に支配しできた。とくに、価格の面では、日本の国内市場価格と国際市場価格との格差を利用して、いわゆる譲渡利潤を獲得する可能性が大きかった。たとえば、生糸の場合、「明治初年ノ頃ハ日本生糸ノ価、英貨二十二、三志ニテ輸出セシモ、外国ニ於テハ之ヲ四拾五志乃至五十志ヲ以テ販売スルニ至ル」(明治十六年製糸諮詢会における橋本重兵衛の発言、農商務省「製糸諮詢会紀事」)など、外商への売込価格が、国際市場価格にくらべて、大幅に安値であったことを指摘する史料が数多く残されている。推計によると生糸(前橋一番格)、のりオン市場価格を一〇〇とする横浜売込価格は、一八六一年が四三、六四年が五〇、六七年が六

一であり（高橋経済研究所『日本蚕糸業発達史』上六五ページ）、外商の間の競争関係が、この市場価格の格差を縮小させる作用を持っていたことがわかるが、価格格差は、外商に大きな利潤をもたらすに十分大きかったといえよう。

価格面以外でも、外商は、有利な取引条件を享受していた。たとえば、生糸取引の場合には、(一)売込商との間で見本にもとづいて、買取価格・買取数量を契約し、(二)買取生糸全量を商館倉庫に搬入させ（引入れ）、(三)見本生糸と対照させながら品質検査をおこない（拝見）、(四)秤による量目検査をおこない（看貫^{かんかん}）、(五)代金を支払うという取引慣行が形成された。この際に、(二)の引入れの時に、預証券類を発行せず、引入れから拝見までの期間が一〇日以上という場合もあり、この間の海外市況の変化によつては、拝見時に故意にきびしく検査して不良品を破談（ペケ）にし、また、(四)の看貫では、風袋の量目を実際より多く差し引いて生糸を過小秤量するなどの、不公平な慣行が一般におこなわれた。外商は、清国における貿易活動で効果が大きかった買弁制を、初期の対日貿易にも適用して、商売上手の清国商人を、日本商人との仲介者に用いたが、これが、さきの不正な取引慣行の形成の一因となった。

外商の優位性は、金融能力の大きさによつても維持されていた。外商が売込商に生糸や茶の仕入資金を前貸しする事例は、開港直後からみられた。ジャーディン・マセソン商會が万延元年から高須屋清兵衛に生糸仕入代を前貸したが、コゲついて不良債権となつて紛糾した例は、外商がかなり大規模な資金前貸をおこなっていた事実を示している（『横浜市史』第二巻七一―七二ページ）。あとで述べるように、売込商は、一般に資金力に乏しかったから、外商からの資金借入によつて、金融面から従属的地位に置かれる可能性が大きかった。外商の金融能力は、外国銀行が横浜に進出するとともに、いっそう強化された。

一八六三年三月に、セントラル銀行 The Central Bank of Western India（本店ボンベイ）が横浜支店を開設したのを

はじめとして、同年四月にマーカントイル銀行 The Chartered Mercantile Bank of India, London, and China (本店ロンドン)、同年十月にインド商業銀行 The Commercial Bank of India (本店ボンベイ) が横浜に進出した。その後、一八六四年には、オリエンタル銀行 The Oriental Bank Corporation (本店ロンドン)、インドスタン銀行 The Bank of Hindustan, China and Japan, Limited (本店ロンドン)、一八六六年には香港上海銀行 The Hongkong and Shanghai Banking Corporation (本店香港)、一八六七年にはパリ割引銀行 Comptoir d'Escompte de Paris (本店パリ)、一八七二年にはドイツ銀行 Deutsche Bank (本店ベルリン) が、横浜支店を開設した(石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編」(1)(2)―東京大学『経済学論集』四五巻一・三号)。このうち、一八六六年恐慌に際して閉鎖されるなど、進出に失敗した銀行もあったが、マーカントイル、オリエンタル、香港上海、パリ割引の諸行は、初期の日本の貿易金融に絶大な力を発揮したのである。

外商は、資金前貸によって間接的に輸出商品の内地市場に接近しようとしたばかりでなく、日本人を用人(小使・手代)に雇って、産地に派遣して、内地市場から直接に買い付ける方法も用いた。安政条約は、外国人が日本人を雇用する自由を認めていたが、前述のように、外国人の国内自由旅行権は認めていなかった。「内地開放」を拒否した趣旨は、外国資本の国内市場支配を阻止することであったから、外商の日本人用人を用いた直接買付によって、「内地開放」拒否の条項は実質的に骨抜きにされることになる。そこで、日本側は、日本人を使った直接買付は、開港場外での貿易取引であり、条約違反であるとする見解をとった。しかし、現実には、外商の直接買付を封ずることはむずかしかった。

一八七三年十月に、ドイツ外商クニッフェレル商会の日本人手代が上州で蚕種(蚕卵紙)を買い付けたが、政府の蚕種生糸取締政策(後述)に抵触してトラブルが発生し、ドイツと日本の外交折衝がおこなわれた(『横浜市史』第三巻上 一二三―一四〇ページ)。争点はいくつかあったが、そのひとつは、直接買付の是非で、外務卿寺島宗則は、条約で許されていない場所で商

業を営むことはできないことは明瞭であるのに、クニツフレルは、日本人を使って実質的に条約に違反したと主張した。フォ
ン・ブランド公使は、条約違反か否かは裁判で決めることであり、日本側は訴訟を起こすつもりなのかと聞き直った姿勢を示
した。この場合の裁判は、ドイツ領事による領事裁判になるから、日本側の主張が通る可能性はない。結局、日本側はクニツ
フレルの直接買付を条約違反としてそれ以上追及することはできなかった。

クニツフレル事件でも明らかのように、安政条約が、領事裁判権を認めていることは、外商の商業活動の自由な展開を保証
することとなり、外商の優位性は、著しく強化されたのである。

売込商・引取商 外商と商取引をおこなった日本人商人は、売込商・引取商（買取商）と呼ばれる。生糸・茶などの輸出商品を
外商に売り込むのが売込商、綿織物・毛織物などの輸入商品を外商から買い取るのが引取商であるが、もちろん

同一商人が、売込みと引取りの両方をおこなう場合もある。開港初期には、売込・引取兼営の商人が多く、次第に、い
れかに專業化した商人が増えていったといえる。

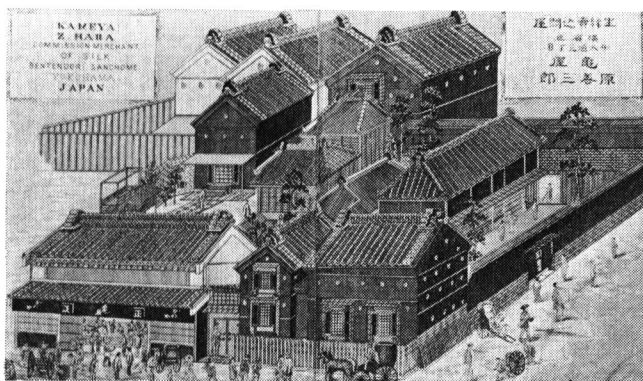
開港の準備を進めるなかで、幕府は、開港場への商人の進出を勧奨する布令を発した。横浜の場合には、幕府は、とくに江
戸の商人の出店を期待し、三井に外国奉行が出店を命令するなど、なかば強制的に江戸商人を、新開港地に誘致した。幕府の
意図は、江戸の特権的商人を頂点とする国内商品流通体制を、そのままの状態で外国貿易に結びつけ、江戸商人を基軸とす
る外国貿易の管理体制をつくりだすことにあったといえる。開港直後の安政六年（一八五九）七月時点で、横浜に出店した重
要商店九六店のなかで、江戸とその周辺からの出店であることが明らかなのは三一店あり、その大半は、各種の間屋であっ
た（『横浜市史』第二巻 六三二ページ）。横浜の売込商・引取商の源流のひとつは、これらの江戸の特権的商人に代表される都市
商人であった。

表1-37 大手売込商（1873—1874年）

順位	生糸売込商		製茶売込商	
	商人名	売込高 筒	商人名	売込高 千斤
1	井筒屋（小野）善三郎	3,186	茶屋（中条）順之助	2,351
2	亀屋（原）善三郎	2,951	大谷 嘉兵衛	686
3	越後屋（三井）得右衛門	2,763	岡野屋（岡野）利兵衛	578
4	野沢屋（茂木）惣兵衛	1,937	越後屋（三井）得右衛門	422
5	吉村屋（吉田）幸兵衛	1,001	角新	329
6	橋本屋（小暮）弥兵衛	868	井上 三千太	313
7	糸屋（田中）平八	658	伊勢屋 平造	310
8	敷島屋 庄三郎	593	石橋 徳三郎	278
9	外村 両平	447	糸屋（田中）平八	213
10	芝屋（手塚）清五郎	403	勝見 豊次郎	202
10	五十嵐 万七	403		

注 1873年5月17日より1874年5月16日までの『横浜毎日新聞』よりの集計。『横浜市史』第3巻上 587—588, 604ページによる。

これとは異なるもうひとつの源流は、在方出身の新興商人である。外国との貿易が、新しい利潤形成の舞台となるであろうことを見込んだ冒險心にあふれる地方の商人は、幕府の outlet 自由の布令に應じて、横浜に参集してきた。初期横浜貿易商人の典型といわれる甲州屋忠右衛門の場合、開港前の安政六年（一八五九）三月に外国奉行に outlet を出願して許可され、四月に借受地を決めて横浜に進出した（石井孝『初期横浜貿易商人の存在形態』による）。忠右衛門は、甲州八代郡東油川村の豪農で、在方商人としても活躍していたところ、開港の情報を得たので、近隣の豪農と協議して、共同出資で横浜に甲州産物会所を出す計画をたてた。しかし、なんらかの事情で共同出資計画は実現せず、忠右衛門は、個人商人として横浜で奮闘することとなった。はじめは、資金不足に悩み、村に残った長男に、衣類を質入れて資金を調達するよう指示するほどの有様であったが、生糸・繰綿・蚕種などの売込みに成功して、富を蓄積し、染料など輸入品の引取り、宿屋・両替屋・質屋な



生糸売込問屋 亀屋（原）善三郎

県立博物館蔵

などを兼営して経営を多角化していった。甲州屋忠右衛門は、生糸・綿・蚕種の生産地である郷里と密接な関係を保つことによって、資本蓄積を進めた。郷里の荷主の商品を外商に売り込んで口銭を得るばかりでなく、自己資金あるいは「乗合」というジョイント・ベンチャーのかたちで調達した他人資金で、郷里を中心に商品を買付けて自らが荷主となって外商に売り込

み、大きな利鞘を獲得したのである。甲州屋は、蚕種ブームの崩壊とともに没落してしまっただけで、その盛期の資本蓄積の方法は、横浜に進出した在方商人の典型的なパターンを示している。

生産地価格と横浜売込価格との格差や両者の価格変動を利用した商業活動は、いわゆる讓渡利潤や投機的利益をもたらす可能性を持つと同時に、逆に思惑はずれの大損を生む危険性も大きい。甲州屋忠右衛門の例が示すように、初期横浜貿易商人の浮沈は激しかった。生糸売込商の場合、慶応二年（一八六六）の生糸売込商仲間一三一名のうちで、一八七三（明治六）年の横浜生糸改会社に参加したのはわずかに一六名であり、この間の売込商の廃業・転業が多かったことを物語っている（『横浜市史』第三卷上 九七ページ）。

一八七三―七四年ころの売込商のなかから、生糸と茶の大手商をとりだしてみると、表一―三七のような顔ぶれになる。生糸売込商の第一位井筒屋（三井組）と第三位越後屋（小野組）は、いうまでもなく十人両替の雄で都市特権商人の代表的存在である（小野組は一八七四年に破産した）。これにたいして、第二位の原（武州児玉

郡渡瀬村)、第四位の茂木(上州高崎)、第五位の吉田(上州勢多郡新川村)、第六位の小暮(豆州下田)らは、在方商人の系譜に属する。第八位の敷島屋は、前橋藩が横浜に設けた出張店の後身で、庄三郎は藩の重臣であったと伝えられる変わり種である(『群馬県蚕糸業沿革調査書』)。

製茶売込商の第一位茶屋順之助は、伊勢の津に本拠を置き、江戸で茶問屋を経営していた中条瀬兵衛の横浜店である。第三位の岡野屋利兵衛は、茶問屋を中心とする駿府商人が共同で出店した横浜店の支配人から上昇独立した人物で、系譜としては、都市商人に属する。第二位の大谷嘉兵衛は、伊勢出身で、同郷の江戸茶問屋小倉藤兵衛の横浜店に入り、ついでスミス・ペーカー商会(アメリカ)の茶買入掛に雇われて、問題の外商産地直接買付をおこない、明治元年(一八六八)に独立して売込商となった。

生糸売込商には在方商人系譜が多いのにたいして、製茶売込商には都市商人系譜が目立つという特徴がみてとれる。この違いは、後述する幕府の輸出規制政策と関係がある。すなわち、「五品江戸廻し令」の対象となった生糸の場合には、江戸問屋は、横浜売込商のうえに立って統制する役割を与えられたために、自らの横浜進出は抑制されたが、五品外の製茶の場合には、問屋は積極的に横浜に出店することで、自らの営業を守る必要にせまられたわけである。

表一―三七で、生糸・茶の両方に、越後屋と糸屋平八の名がみられるように、売込商は、単一商品の売込みに専業化しているとは限らない。また、製茶第七位の伊勢屋平造のように、引取商を主業としながら、売込みもおこなう商人も存在したのである。

引取商については、資料が乏しい。慶応三年に「引取商仲間規則」がつくられた際には、中屋藤助ほか二四名が連名で、規則制定を神奈川奉行に請願しているから、引取り、つまり輸入を主業とする商人が登場してきたことはたしかであろう(『横

『浜市史』第二巻七〇四ページ)。鎖国期の長崎貿易で輸入された商品を取り扱う唐物問屋の系譜や呉服太物問屋の系譜に属する引取商のほか、新興商人も多かったと推定される。慶応三年の「引取商仲間規制」に、輸入品引取は、売込みとちがって誰にでもでき、仲間外で引取りをする者が多いから鑑札による取締りをきびしくするとのできがある。外商が輸入品を店頭に表示して現金で販売していたから、資金があれば、輸入商品を購入することは簡単であった。また、輸入品は日本人にとって新しい商品であり、必ずしも、旧来の商品流通経路にとらわれずに流通したから、新興商人の活躍する余地はひろかったといえる。

貿易関連機構の形成

外商と日本商人の取引は、商業手形によってではなく、現金おおむね洋銀（メキシコ・ドル）でおこなわれる慣行になっていった。短期の信用授受、つまり、掛売・掛買はおこなわれたが、個人信用にもとづくものにとどまり、商業信用制度は、明治初期には、まだきわめて未熟である。

安政条約は、内外貨幣の同種同量通用を規定していたが、実際には、洋銀は自然相場で流通し、その相場の変動ははげしかった。外商と日本商人の商取引の支払手段となった洋銀に対する需給関係が、輸出入の変動に応じて変化し、日本通貨との交換比率、つまり為替レートが変動するのは自然である。しかし、洋銀の取引機関が整備され、洋銀需給が為替市場を通して調整される機構が成立するまでは、洋銀相場は、投機的に不自然な変動を繰り返したのである。

幕府は、三井に横浜出店を命ずると同時に、外国方御金御用達に指定したが、その際に、三井に洋銀引替を取り扱わせようとした（『横浜市史』第二巻 六八五ページ）。ところが、三井はこれを拒絶したので、幕府の洋銀引替制度構想は挫折した。その後、三井も文久元年（一八六一）に横浜に洋銀購売所を開設したが、一年で閉鎖した。横浜には、投機的洋銀取引を媒介する両替商が、八〇軒以上も発生したといわれ（大塚良太郎編『蚕史』前編 九五ページ）、投機の盛行が、正常な取引機関の形成を妨